

## 大阪府監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年2月28日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	土井	達也

### 委員意見に対する措置

（高等学校定時制・通信制課程修学奨励費貸付金の債権管理について）

監査対象機関名	教育庁教育振興室高等学校課	
監査実施年月日	委員 平成23年8月24日 事務局 平成23年5月30日から同年7月27日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>「大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金」の収入未済は年々増加しており、平成23年6月1日現在で1,442件、約1,538万円となっている。</p> <p>これは、債務者本人や連帯保証人に対する催告が長期間実施されていないこと、所在不明者等の状況把握が不十分であり不納欠損処理も行っていないことが原因である。</p> <p>また、「平成23年度債権回収・整理計画」において、時効接近債権を回収目標に入れておらず、この計画では十分な努力なしに新たな時効期間満了債権を発生させてしまうこととなる。</p> <p>よって、債権回収整理計画の処理方針にとどまらず、時効接近債権を含め抜本的な債権回収の努力をされたい。</p>	<p>(催告について) 平成25年4月12日措置報告済み</p> <p>(所在不明者等の状況把握について) 平成25年4月12日措置報告済み</p> <p>(不能欠損処理について) 平成25年4月12日措置報告済み</p> <p>(債権回収・整理計画) 時効満了までに計画的に債権回収を行うため、時効接近債権について具体的に内容を精査の上、当該年度に処理すべき案件を洗い出し、目標件数として積み上げるとともに、時効まで時間のある債権については、</p>

前年度処理状況を踏まえて目標件数を定め、両者を合わせて当該年度の回収目標とすることとした。

この方針を、平成28年8月に税政課に提出した債権回収整理計画に反映した。今後はこれに基づき、計画的な債権回収に努めていく。